

## あきたエコマイスター登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域における環境保全活動のリーダーとなる、あきたエコマイスター(以下「エコマイスター」という。)の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録要件)

第2条 知事は、次の各号の一に該当する者をエコマイスターとして秋田県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱で定める秋田県地球温暖化対策推進人材登録簿(以下「登録簿」という。)に登録できるものとする。ただし、第1号に該当する者で登録を希望しないものについては、この限りでない。

- 一 環境あきた県民塾の修了証の交付を受けた者
- 二 地域での環境保全活動に関する助言又は指導等を行う意欲のある者で、知事が認める者

### (登録の手續)

第3条 前条の規定により登録を受けようとする者は、登録等申請書(様式第1号)により申請するものとする。

- 2 知事は、エコマイスターとして登録した者に対し、別記様式による登録証を交付するものとする。
- 3 登録の有効期間は、3年とする。ただし、登録証の交付日が年度の初日以外の日である場合は、交付日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

### (登録の更新等)

第4条 登録の更新を受けようとする者は、有効期間満了の一月前までに様式第1号により申請するものとする。

- 2 知事は、更新申請者が第8条に掲げる活動報告書を提出している場合に前項の更新を行うものとする。
- 3 登録簿の登録内容に変更が生じた者は、速やかに変更内容を届け出ることとする。

### (登録の取消し等)

第5条 知事は、エコマイスターが次の各号の一に該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- 一 エコマイスターから取消しの申出があったとき。
- 二 エコマイスターが死亡したとき。
- 三 その他登録を取り消すことが適当であると認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該エコマイスターに対し理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに交付を受けている登録証を返納しなければならない。

### (個人情報の取扱い)

第6条 エコマイスターの個人情報の収集、管理、利用等については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱う。

- 2 知事は、前項を遵守の上、次の各号に掲げるマイスターの情報を、温暖化対策に係る業務上必

要な範囲において、県の機関、市町村及びセンター並びにエコマイスター協議会等に提供するほか、県公式ウェブサイト等で公開するものとする。

- 一 氏名
- 二 連絡先
- 三 得意とする活動分野
- 四 その他エコマイスターの活動支援を行うに当たって必要となる事項

(活動支援等)

第7条 エコマイスターの活動については、センターと連携し、支援するものとする。

(活動実績等の報告)

第8条 エコマイスターは、毎年2月末までに、その前年の活動実績等を記載した活動報告書(様式第2号)を知事又はセンターに提出するものとする。ただし、知事が指定する研修の受講、書類の提出をもってこれに代えることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年2月17日より施行する。

附 則

1 この改正は、平成16年7月 6日より施行する。

附 則

1 この改正は、平成18年2月20日より施行する。

附 則

1 この改正は、平成28年11月2日より施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年3月6日より施行する。
- 2 この改正前のあきたエコマイスター登録制度実施要綱の規定によりエコマイスターとして登録した者の第2条に掲げる事項については、なお従前の例による。